

訓子府町社会福祉協議会役員の報酬等規程

令和2年12月22日

規程第1号

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人訓子府町社会福祉協議会（以下「本会」という。）
定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(役 員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(役員の報酬)

第3条 役員のうち、会長、副会長、監事に対して、報酬を支給する。

2 前項に掲げる者の報酬の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------|----|---------|
| (1) 会 長 | 年額 | 30,000円 |
| (2) 副会長 | 年額 | 20,000円 |
| (3) 監 事 | 年額 | 10,000円 |

(費用弁償)

第4条 役員が、公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、旅費規程による。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の
金融機関口座に振り込むことができる。

2 新たに役員になった者、辞職、任期満了、死亡等により役員でなくなったときは、
その日から月割りをもちて計算した額とする。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬
等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から適用する。